

入札監理小委員会
第226回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 226 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 24 年 8 月 28 日（火）16:45～17:02

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）等の審議

○国民年金保険料収納事業（日本年金機構）

2. その他

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、稲生委員、石村専門委員、古笛専門委員

（日本年金機構）

松田理事、事業管理部門国民年金部 阿蘇部長、田中強制徴収企画指導グループ長、
清川部員

厚生労働省年金局 青木事業管理課国民年金適用収納専門官

（事務局）

栗田参事官

○樫谷主査 それでは、ただいまから第 226 回「入札監理小委員会」を開催したいと思います。

本日は、国民年金保険料収納事業の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、日本年金機構の松田理事に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容などにつきまして、15 分程度で御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松田理事 本日は、国民年金保険料収納事業について御議論いただくということで、よろしくお願いいたします。

本年 10 月の契約更改に向けまして、この市場化テスト事業ですけれども、6 月に入札をいたしまして、23 地区あったうち 13 地区が不落になったということでございます。この不落になった地区につきましては、4 か月間、随意契約により選定しました事業者、これは公共サービス改革法の適用外の事業という形になりますが、これで納付案内・納付勧奨という業務を進めていくということにしております。その後、2 月にスタートできるように実施要項を若干見直した上で、再度の公告、入札をすることで準備を進めたいということでございます。

今回は、この 2 月スタートに向けた要項の見直しということで、我々として検討してまいりましたので、この点について御議論いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

担当部長の方から説明させていただきます。

○阿蘇部長 それでは、私の方から資料の説明をさせていただきます。

まず、資料 A-1 でございます。

今、松田の方からお話がありましたとおり、本年 10 月開始事業 23 地区のうち 13 地区が不落になったということで、来年 2 月、再度公告入札に向けて実施準備を進めているところでございますが、この間の空白期間につきまして、資料 A-1 にございますとおり、国民年金保険料納付案内・勧奨事業を実施するというところでございます。

「2. 業務内容」でございますが、この事業は公共サービス改革法の適用外となりますので、弁護士法第 72 条に抵触しない範囲での業務をお願いすることとして、契約を結んでございます。

業務の内容としましては 2 点ございまして、国民年金保険料の納付案内・勧奨業務。もう一点は、国民年金保険料の免除等申請手続きの勧奨業務を実施するというところでございます。

「3. 実施期間」につきましては、本年 10 月 1 日から来年 1 月 31 日までの 4 か月間を実施するというところでございます。

資料をおめぐりいただきまして「4. 事業の質の確保」でございますが、今回の納付案内・勧奨事業につきましては、現年度保険料、過年度 1 年目保険料、過年度 2 年目保険料、免除等承認件数につきまして最低水準を設けることとしました。最低水準に達しましたと

きには、それに応じて委託費の増減額措置を行うということでございます。また、市場化テストと同様に、口座振替等獲得、電話番号獲得についても、件数に応じたインセンティブを与えることを考えてございます。

「5. 業者選定方法と選定スケジュール」でございますが、これは平成24年開始事業の入札に参加した業者につきまして、すでに必要な入札参加資格があることから、これらの業者につきまして、指名競争の手順に準じて複数の業者から見積もりを徴取し、予定価格内で最も低い価格を提出した業者を決定したところでございます。

「6. 入札価格が高騰化した原因として考えられる事項」でございますが、平成24年10月開始事業の入札において、23地区のうち13地区が不落になった原因として考えられる事項につきまして、以下に書いてございますとおり、1点目としましては、安値入札という観点から総合評価落札方式の加算式にしたということで、一定の低価格入札に歯止めがかかった状況がまずうかがわれるということでございます。

2点目としましては、実施要項や企画提案の評価方法の見直しを行いましたので、それにつきまして、ある程度の採算を前提とした入札を行ったのではないかとということで、平成19年から今回までの落札率がお手元の資料のとおりでございます。

最後に、今回、戸別訪問をにつきましては、当委員会からももっと強化すべきというご提案のもとに、実「6. 入札価格が高騰化した原因として考えられる事項」でございますが、平成24年10月開始事業の入札において、施要項において、従来の「滞納者2.5万人当たり1名の配置」という考え方から「1.5万人当たり1名」に見直したということで、1.5万人当たり1名以上を配置する企画提案を求めたわけでございますが、実際に提出された企画提案書を平均しますと、必須配置数の1.4倍程度、人数にしますと「1万人当たり1名の配置数」という企画提案をいただきました。このことから、人件費等の経費が増加したのではないかとということが想定されるということでございます。

以上が資料A-1でございます。

それでは、資料A-3でございます。平成25年2月からの事業につきましては、今回の不落13地区におきまして、再度公告入札を実施するというところで、平成24年10月開始事業との変更点でございます。

まず「1. 事業実施期間」でございますが、これは平成25年2月が始期で、終期につきましては平成27年4月30日までの2年3か月とするということでございます。2年3か月にしましたのは、今回の10月入札の件につきましては、平成26年9月末までの2年間としたところでございますが、余り短期間にしますと事業の実績の確保が見込めないということ、また、国民年金保険料のサイクルが5月から4月末まででございますので、その周期に合わせたということでございます。

「2. 実施体制」につきましては、先ほど申しましたとおり、「滞納者1.5万人当たり1名以上を設置する」ということで設置してございましたが、「1.5万人当たり1名の配置を必須とする」に変更するというところでございます。

「3. その他」につきまして、今回の10月の入札につきましては、同一ブロック内につきましては一社がすべてを落札することができないということでございましたが、今回は円滑な入札を実施する観点から、削除いたしてございます。

最後に、民間事業者に使用させることができる物品で、金銭登録機を貸与するということが今回10月の入札までは実施していたところでございますが、日本年金機構のシステム機器更改がございまして、この金銭登録機がシステム更改によって使えなくなるということ、また、金銭登録機も平成14年から使っておりまして、これも耐用年数も過ぎているということで、ここにつきましては整理をして、今回は貸与を削除するというところでございます。

資料A-4でございますが、今、申し上げた改正点を黄色の欄に赤字で示してございます。御参考にしていただければと思います。

資料A-5につきましては、実際の実施要項案でございまして、修正した部分につきましては赤字で修正してございますので、ご覧いただければと思います。

以上でございますので、御審議のほどをよろしく申し上げます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました事項につきまして、何か御意見・御質問はございますでしょうか。

資料A-1で、とりあえず4か月分だけはこういう形でやらざるを得ないということだと思うのですが、これは事務局に聞いた方がいいのかもわかりませんが、こういう市場化テストという仕組みの中で不落であった。結果的に、そのつなぎをしなければいけない。それは市場化テストというか、こういう仕組みの中でやらないことになるので弁護士法の問題が出てくるのだという整理の仕方なのですが、解釈上、そういう仕組みの中でやっていて、たまたま不落になったそのつなぎなので、こういう弁護士法に抵触しないという解釈はできないのですか。難しいのですか。

何を言っているか、わかりますか。市場化テストという仕組みの中でやっているの、そこでたまたま不落になって、それをつながなければいけないわけですよ。そのつなぎなければいけない、その部分だけは、全体が市場化テストでやっているのだから、そこは別のものだというのではなくて、流れの中でやっているの、それは別に第72条に抵触しないのではないかと思います。そういう解釈は難しいのですか。

○事務局 公共サービス改革法上は、弁護士法の特例を認める理由としては、厳しい競争入札にさらされた結果、選抜された、信用できる事業者であるからこそ、この弁護士法の適用を受けない整理になっておりますので、今回のケースでは、あくまで公共サービス改革法の選抜を受けていない事業者が対象になってございますので、恐らく法律解釈上は、この弁護士法第72条の適用を受けないという解釈は困難かと考えます。

○樫谷主査 これはどうなのですか。特に、それでなくてもなかなか厳しい中で、4か月といえども、例外的な扱いをしなければいけないのですが、それに対する影響はどのよう

にお考えですか。

○松田理事 今回の不落という事態は、私どももこれまでの入札の結果等を踏まえれば想定をしていなかったものですが、ただ、入札でありますから、本当はこういうこともあり得ることだと思っておりますが、国民年金保険料の収納事業でありますので、これは御案内のとおりだと思いますけれども、収納率を確保していくのは非常に重要な課題になっているところでありまして、今回のこの4か月間、やや中途半端な形で、業者の方ですがけれども、そもそも予定している十全な業務ができない形になってしまうわけでありまして、

ですから、そういう中では、我々としては収納率の確保ということで、少し我々機構自体、これは年金事務所ですと具体的にやる形になりますけれども、できるだけ実績が落ちることがないようにカバーするような方策をしないといけないということで、これも今、検討しているところなのですが、実際この影響がどう出るかは現時点ではまだわかりませんが、少なくとも業務が十分にできていないことを考えれば、当然ながら影響は出るのだろうと考えております。

ですので、私どもとすれば、会計法等にある不落随契という形で本来は、確かに先ほど御説明があったことはよく理解はできますけれども、今後もこういう事態がないとは言えない中で少し工夫をいただければ大変ありがたいということで、回答になっていないかもしれませんが、4か月間、ちょっと中途半端になりますし、暫定的ではありますが、業者も短い時間なので、彼らの力を発揮するという意味でも十分な期間ではない中で、いろんな意味で中途半端な期間にはならざるを得ない。ただ、我々としては、これでもって実績が下がる事態はできるだけ回避すべく努力はしたいと思っております。

○樫谷主査 どうぞ。

○稲生委員 実施要項(案)の18ページ目なのですが、(2)秘密の保持等の(ア)の②でございます。今回、金銭登録機の廃止があったということなのですが、最初の質問は、廃止される前に貸与された金銭登録機を、仕事をお受けになった民間の方が使っていたのかなのです。

問題意識は、今般、金銭登録機を廃止なさって、これは仕方ないと思っておりますが、そのかわり、民間事業者さんの方で紙媒体は持ち出せませんので、結局、端末を用意しなければならなかったということで、どれぐらいコストがかかるかわかりませんが、コストがかなりかかるのかなという問題意識があるものから、そういう意味で、前提の質問として、金銭登録機の使用を一般的にはなさっていたのかなどうかという、この点からお聞きしたいと思います。

○阿蘇部長 現在も金銭登録機を使っている会社も何社かございますので、使用実績はございます。

○稲生委員 逆に言いますと、ざっくりで結構なのですが、何割ぐらいの事業者さんが金銭登録機を使っていたのですか。2社だけですか。

○阿蘇部長 2社です。

○稲生委員 少数派ということですか。

○阿蘇部長 はい。

○稲生委員 それでは、逆にほとんどの受けたところは、既に御自分で端末を用意されて、それで業務をしているという理解でよろしいわけですね。

○阿蘇部長 あと、今回、平成24年10月の契約更改に当たりましては、企画提案を精査させていただきまして、すべての会社が独自の端末を使用するということもありまして、そういう流れの中で金銭登録機を廃止しても、新たに我々も開発し直して対応するものではなくて、今の流れは各社独自のモバイル端末なり、そういう方向になっていることも判断しまして、廃止ということにしたわけでございます。

○稲生委員 わかりました。

要は今回、とにかく不落を避けたいことがあるものですから、もし仮にこれがかなりのコストで乗っかってくるのであれば、いろいろ工夫されていながら、これが結構、逆にあだとなって、コストアップになって、不落になっても困るなど思ったのですが、それでは、そこら辺は恐らく大丈夫そうだという理解でよろしいでしょうか。

○阿蘇部長 影響はないと考えておりますし、我々の金銭登録機もかなり前時代的なものでございますので、大型で非常に使い勝手もよくないものですから、各社とも従前から開発していただいております。今回の提案でもすべての社がそういう企画提案になっているということでございます。

○稲生委員 わかりました。承知しました。

○樫谷主査 ほかに何かございますか。

基本的には、今回13地区が不落になった理由は、予定価格をオーバーした話だと。そのオーバーの原因が、訪問員の方の配置が過大と言えるかどうかは別として、かなり思い切った配置をされたので、その分のコストがかかっているためのオーバーだと。何をもちいて適正とするかは別として、それが1.5万人に1人という機構が考えているような前提だとすると、予定価格内におさまるだろう。だから、今後、次のときは、不落は恐らくないだろうという御理解でよろしいのでしょうか。

よろしいですか。何かありますか。

事務局から何かありますか。

○事務局 一応、パブリックコメントをあさってから予定してございます。9月7日までいたしまして、その後、18日の小委員会に向けて、パブリックコメントの内容を受けて必要な訂正をする予定でございます。

以上です。

○樫谷主査 わかりました。

それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、日本年金機構におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果、パブリックコメントを踏まえて、引き

続き御検討いただきますようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

それでは、本日の入札監理小委員会は、これで終了いたします。

なお、次回開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。

本日は、どうもありがとうございました。